平成２２年（フ）第７０号
兵庫県南あわじ市湊1004番地６　グリーンフォレストマンション102号
債務者　中村　計文
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第７５号
兵庫県南あわじ市榎列小榎列599番地６　沼田マンション306号、前住所兵庫県南あわじ市八木野原130番地１
債務者　木内　　亮
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第７９号
愛媛県宇和島市保田甲1744番地１
債務者　二宮　町江
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第８４号
愛媛県西予市宇和町西山田2138番地
債務者　森田　常二
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９３号
愛媛県宇和島市夏目町３丁目６番３棟104号
債務者　田中　和正
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９７号
愛媛県宇和島市御徒町１番４号
債務者　福島　朗浩
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第３９号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多69番地
債務者　坪和　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１１１号
福岡県宮若市上大隈450番地100
債務者　中村　智行
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６３１号
北九州市八幡西区熊手３丁目３番12―604号
債務者　相川　信二
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７１９号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目18番８号　半情アパート１の１
債務者　芳野　和子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７６５号
北九州市戸畑区菅原４丁目１番４―45号
債務者　田中　宏美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８００号
北九州市小倉北区板櫃町10番３―402号
債務者　安東　勝代
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８１４号
北九州市小倉北区平松町２番13号　プレジール水神Ｂ202号
債務者　近藤　太雅
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８４０号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目２番28―603号
債務者　後藤　正美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８５５号
北九州市八幡西区永犬丸２丁目１番８―805号
債務者　梶原　浩志
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８５８号
北九州市小倉北区末広１丁目２番18号
債務者　髙橋　恒清
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８７６号
福岡県中間市中鶴２丁目１番46号
債務者　竜　　修平
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部